

令和 7 年度渋川市こんにゃく生産者経営支援事業補助金交付要領

令和 7 年 4 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		こんにゃく価格の低迷及び物価高騰に苦しむこんにゃく芋生産者の経営安定を図るため、こんにゃく芋生産者に対し、予算の範囲内において、渋川市こんにゃく生産者経営支援事業補助金を交付します。
内 容	交付対象者	交付対象者は、次に掲げる条件を全て満たす農業経営体（個人又は法人）です。 (1) 令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの期間において、渋川市でこんにゃく芋を耕作して出荷した実績があり、農産物販売金額が年間 20 万円以上であること。 (2) 個人にあつては市内に住所を、法人にあつては市内に事業所を有すること。 (3) 補助金受領後もこんにゃく芋の生産を継続する意欲があること。 (4) 渋川市暴力団排除条例（平成 24 年渋川市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。 (5) 法令及び公序良俗に反していないこと。
	交付金額	補助金の交付金額は 1 経営体につき次のとおりです。 (1) こんにゃく芋の経営面積が 1.0ha 未満：100,000 円 (2) こんにゃく芋の経営面積が 1.0ha 以上 5.0ha 未満：180,000 円 (3) こんにゃく芋の経営面積が 5.0ha 以上：250,000 円
	予算額	この補助金の事業全体の限度額は、29,860,000 円です。
交 付 手 続 等	交付申請及び請求の方法、時期等	渋川市こんにゃく生産者経営支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、令和 7 年 9 月 30 日までに農政課へ書面の提出又はメールにて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。 (1) 申請者名義の通帳の写し（金融機関名、支店名、支店番号、口座種類、口座番号及び口座名義人が確認できるもの）、出荷伝票の写し、経営農地一覧表（参考様式参照

	) (2) 個人の場合：本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、健康保険証又は住民票）の写し、直近の所得税確定申告書第一表又は住民税申告書の写し 法人の場合：履歴全部事項証明書または所在地証明書、直近の事業年度の法人税申告書（別表1）及び法人事業概況説明書の写し 【注意】 (1) 押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。 (2) 出荷伝票の写しは、経営面積の根拠資料とします。経営面積は、群馬県が定める「農業経営指標」により、算出します。
交付決定、確定の時期等	申請のあった日から7日以内に交付決定及び確定をします。 補助金の交付決定及び確定又は不交付決定をしたときは、渋川市こんにゃく生産者経営支援事業補助金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第2号）により通知します。
支払の時期	交付が決定された場合、提出された請求書に基づき、請求日から20日以内に支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還	(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (2) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額を、指定された期限までに返還しなければなりません。
申請書等の様式	渋川市こんにゃく生産者経営支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号） 渋川市こんにゃく生産者経営支援事業補助金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第2号）
その他	交付対象者は、本補助金交付に関する根拠となる書類及び帳簿を備え付け、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
取扱担当課	渋川市役所農政課（第二庁舎） 電話 0279-22-2593（直通） 0279-22-2111（内線4972） メールアドレス ninaite@city.shibukawa.gunma.jp